

平成 16 年 4 月 28 日
内 閣 府
総 務 省

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

「女性のチャレンジ支援策の推進について」(平成 15 年 6 月 20 日 男女共同参画推進本部決定)(参考)における「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度に」という目標に関して政府が率先垂範するため、新たに以下の決定等を行った。

1. 男女共同参画推進本部決定(別紙 1)・・・平成 16 年 4 月 27 日に取組の大枠を決定。

【概要】

- 政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進する。
- 必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等を検討する。

2. 各省庁人事担当課長会議申合せ(別紙 2)・・・平成 16 年 4 月 28 日に会議を開催して申し合わせた。目標及び具体的取組を記述。

【概要】

- 女性の採用の拡大のため、積極的な募集活動、受験者数・合格者数の増加のための取組(人事院に要請)を行う。
- 女性の採用の拡大のための取組を進める際の当面(平成 22 年度(2010 年度)頃まで)の政府全体の女性採用者割合の目安として、
 - 種事務系(行政, 法律, 経済)・・・30%程度
 - その他・・・できる限り割合を高めること を目標とする。平等取扱・成績主義の原則を前提としつつ、積極的改善措置により女性の採用を計画的に拡大することを目指すものであり、目標に沿った採用が可能となるよう女性合格者割合が増加することが前提。
- 女性の登用の拡大のため、計画的な育成、職域の拡大に努める。
- 超過勤務の縮減, 育児休業, 介護休暇等の取得促進を図る。
- 毎年 1 回, 採用の拡大状況等のフォローアップを行う。

【本件問合せ先】

- 1 及び 2 : 内閣府男女共同参画局総務課 齊藤, 難波
電話 03-5253-2111 (内 83703) / 03-3581-2109 (直通)
- 2 のみ : 総務省人事・恩給局 稲垣
電話 03-5253-5111 (内 2164) / 03-5253-5258 (直通)

(別紙1)

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

平成16年4月27日
男女共同参画推進本部決定

「女性のチャレンジ支援策の推進について」(平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定)においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組む」等としたところである。この決定に基づき、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としつつ女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進することとする。また、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等について検討を行うこととする。

(別紙2)

女性国家公務員の採用・登用の拡大等について

平成16年4月28日
各省庁人事担当課長会議申合せ

「女性のチャレンジ支援策の推進について」(平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定)においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組む」等とされている。このうち、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大については、今般決定された「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」(平成16年4月27日 男女共同参画推進本部決定。以下「本部決定」という。)において、「政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進すること」等とされたところである。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、これまでも「男女共同参画基本計画」(平成12年12月12日 閣議決定)に基づき平成13年5月21日に人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定して取り組んできたところであるが、本部決定を受けて、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、当面、以下の取組を行うこととする。

1. 採用の拡大

今後、女性国家公務員の採用の一層の拡大を図るためには、女性の国家公務員採用試験の受験者数及び合格者数が増加し、その下で積極的に女性の採用に努めることが必要である。このため、

- (1) 女性のための業務説明会を開催する等、積極的に女性の募集活動を行うとともに、合格者に占める女性の割合に留意しつつ、女性の採用の拡大に努める。
- (2) 女性の採用の拡大が可能となるよう、人事院に対して、女性の受験者数、合格者数等の現状の分析、多くの意欲と能力のある女性に国家公務員採用試験の受験を促すために必要な具体的方策等の検討等、女性の受験者数及び合格者数の増加のための一層の取組を進めるよう要請する。

女性の採用の拡大のための取組を進めるに当たっては、当面(平成22年度(2010年度)頃まで)の政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用 種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)については30%程度、その他の試験については、種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験

毎の女性の採用に係る状況等も勘案して、できる限りその割合を高めること、を目標とする。

なお、これらの目標は、国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としつつ、男女共同参画社会基本法に定める積極的改善措置により、女性国家公務員の採用を計画的に拡大していくことを目指すものであって、目標に沿った採用が可能となるよう合格者に占める女性の割合が増加することを前提とする。

2. 登用の拡大

女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るためには、採用者に占める女性の割合を高めることにより職員全体に占める女性の割合が高まっていくとともに、多くの意欲と能力のある女性職員を育成し、積極的に登用していくことが必要である。このため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。

3. 勤務環境の整備等

多くの意欲と能力のある女性に国家公務員採用試験の受験を促し、また、計画的に女性職員の育成・登用を図るためには、職員が仕事と家庭生活を両立し易い勤務環境を整備することが不可欠である。このため、

- (1) 平成 15 年 9 月 26 日に改正した「国家公務員の労働時間短縮対策」(平成 4 年 12 月 9 日 人事管理運営協議会決定)に基づき、職業生活と家庭生活を両立する上で障害となっている超過勤務の更なる縮減に取り組む。
- (2) 育児休業、介護休暇等の取得促進を図ることとし、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努めるものとする。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値(女性 80%、男性 10%)等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。

4. 実施状況のフォローアップ等

- (1) 総務省は、人事院及び各府省の協力を得て、毎年 1 回、採用の拡大状況等のフォローアップを行い、その結果の概要を公表する。
- (2) 1(2)に掲げるもののほか、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項等のうち人事院の所掌に係るものについて、同院に対して取組を進めるよう要請する。